

議事日程 (1)

平成26年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 行政報告
- 第4 議案第49号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第5 議案第50号 芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第6 議案第51号 芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第7 議案第52号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第53号 芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第54号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例及び芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第55号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第56号 芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第57号 芦屋町長期継続契約に関する条例の制定について
- 第13 議案第58号 遠隔テレビ装置購入契約の締結について
- 第14 議案第59号 平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第15 議案第60号 平成26年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)
- 第16 議案第61号 平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)
- 第17 議案第62号 平成26年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
- 第18 認定第1号 平成25年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第19 認定第2号 平成25年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第20 認定第3号 平成25年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	武谷久美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江眞二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	木本拓也	地域づくり課長	松尾徳昭
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	病院事務長	森田幸次
競艇事業局次長	大長光信行	管理課長	藤崎隆好	事業課長	濱村昭敏

【 傍 聴 者 数 】 10名

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま、出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成26年芦屋町議会第3回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月5日から9月18日までの14日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、5番、貝掛議員と8番、小田議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長 波多野茂丸君

みなさん、おはようございます。

まず、行政報告の前に、8月の広島県大雨災害について、述べさせていただきます。広島市の土砂災害で、多数の犠牲者が発生したことに哀悼の意をささげますとともに、被災された方々へ心

よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一刻も早い回復を願っております。

芦屋町でも、住民の生命を守るため、災害に対する備えや体制強化並びに住民への周知などについて、さらに進めてまいりたいと存じます。

それでは、平成26年芦屋町議会第3回定例会の議案上程前に、平成26年芦屋町議会第2回定例会以降における行政執行について、主なものを報告させていただきます。

1点目は、芦屋中央病院の地方独立行政法人化の進捗状況についてです。

町が策定した中期目標案を、第三者委員会である地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会に6月26日に提出。現在、委員会の意見を聞いた上で、法人へ指示する中期目標の策定などを進めているところです。この中期目標案がまとまりましたら、議会に報告し、その後、パブリックコメントを実施。いただきました住民の皆さんのご意見を評価委員会に提出し、評価委員会の意見を聞いた上で、町の考え方をまとめ、12月定例会に上程する予定でございます。

2点目は、平成27年度のSG競走の開催についてです。

6月27日、一般財団法人日本モーターボート競走会が27年度のSG競走などの開催地及び日程を決定し、発表しました。ボートレース芦屋では、10年ぶり2回目となる、第18回チャレンジカップを27年11月24日から29日までの日程で、開催することが決まりましたので、報告させていただきます。

3点目は、遠賀郡消防操法大会についてです。

7月20日、水巻町の吉田小学校グラウンドで遠賀郡消防操法大会が行われました。消防操法は、基本的な操作の習得を目指すための手順であり、設置された防火水槽から給水し、火災現場を意識した火点と呼ばれる的に目がけて放水し、撤収するまでの一連の手順を演ずるものです。この大会は隔年開催されるもので、芦屋町からは第三分団の7人が参加し、厳しい訓練を積み重ねてきた日ごろの成果を発揮しました。

4点目は、あしや花火大会の開催についてです。

7月26日、あしや花火大会実行委員会の主催によるあしや花火大会が、遠賀川河口一帯で開催されました。好天に恵まれ、多くのお客さまが訪れ、楽しんでいただけたものと思っております。また、町内外をはじめとする各事業所や企業、団体、各自治区の皆さんから、多大なる協賛金をいただきましたことに、感謝を申し上げたいと存じます。

5点目は、芦屋町いじめ防止基本方針の策定についてです。

いじめ防止対策推進法の意義を踏まえ、国や県の基本方針を参考に、芦屋町でのいじめ防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するため、7月28日に基本的な方針を策定しました。この方針を議会に報告し、今後はいじめが起きない、起こさない学校体制づくりとともに、いじめの問題解決に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

6点目は、芦屋町イメージキャラクター募集についてです。

芦屋町の知名度の向上や観光振興の推進を目指すとともに、芦屋町の魅力を町内外に効果的に発信していくため、誰からも幅広く愛されるイメージキャラクターのデザインと愛称を、7月31日まで募集を行いました。応募件数は297点で、第1次選考で5点に絞り込み、9月上旬にこの5点で、町内小中学生による投票を行い、最終決定いたします。その後、着ぐるみ制作を行い、11月に発表を行う予定です。

7点目は、芦屋町メガソーラー事業の最優秀企画提案者についてです。

大君ごみ処理場跡地の有効活用を図ることを目的に、町が土地を貸し出し、そこにメガソーラー設備を設置し、大規模な太陽光発電事業を行う事業者を選定するため、外部委員による事業者選定検討会を開催いたしました。その検討結果を参考に、町で慎重に審査した結果、8月7日に最優秀企画提案者をハレオンソーラージャパン株式会社と決定いたしました。今後は、事業協定書に関する協議を行ってまいり、整いましたら議会に報告後、協定書の締結を行いたいと考えております。

8点目は、遠賀川河口域利用対策協議会の報告についてです。

8月8日、西川を含む遠賀川河口域での不法係留船の対策協議会が開催されました。第3期までの重点的撤去として、新西川橋上流の不法係留船の撤去が完了したこと。また、第4期重点的撤去区域その1として、新西川橋から約500メートル下流を重点撤去区域に設定し、10月1日から対策を進めることが了承されました。いよいよ芦屋の町域での取り組みとなりますので、これまで同様、着実に成果をあげていただくよう、要望してまいりたいと存じます。

9点目は、芦屋中学校の国際交流事業についてです。

8月16日から27日まで、芦屋中学校の生徒10人が、姉妹校の締結をしていますオーストラリア、オールセインツ・アングリカンスクールへホームステイしました。この事業は、語学力の研修とともに国際的な感覚を学び、グローバルな視野をもって行動できる人材を育成するために行っているもので、今回で9回目です。生徒たちは、現地の文化に触れ合う体験研修やホームステイ先の家族との交流などを通し、大きく成長したものと思います。

10点目は、栃木県佐野市との青少年交流事業の実施についてです。

8月20日から22日まで、芦屋町から16人の小学生が栃木県佐野市を訪問し、佐野市の小中学生と、鋳物づくり体験や子どもサミット、史跡見学などで交流を深めました。茶の湯釜の産地として歴史的に共通した文化を持ち、海と山の異なった気候風土を持つ佐野市との交流事業は、平成6年から始まり今年で21年目を迎えました。子どもたちにとって、ふるさと芦屋を見つめなおす機会となったことと思います。

11点目は、職員採用募集についてです。

26年度職員採用試験の申し込みを、8月22日で締め切りましたので、その状況について報告します。一般事務職は、採用予定3人程度に対し、申し込み人数が69人。建築技師は、採用予定1人に対し、申し込み人数が2人となっています。なお、第1次試験は、9月21日に九州共立大学にて行います。

12点目は、芦屋基地への要望活動についてです。

芦屋町基地対策協議会の要望活動として、8月22日、芦屋基地司令に面会し、要望書を提出しました。内容は、滑走路延長に関する住民への説明として、新たな方向性が定まった場合の速やかな説明の要請や災害発生時の緊急避難場所としての基地開放、基地外居住者に対しての自治区加入促進の協力依頼など、8項目を要望しました。また、九州防衛局長への要望につきましても、今後、活動を予定しております。

13点目は、第4期芦屋町障害福祉計画及び第6期芦屋町高齢者福祉計画の策定についてです。

障害福祉サービスの提供体制の確保及びその円滑な実施に向け、27年度から29年度を計画期間とする第4期障害福祉計画の策定に8月から着手しました。このことにより、障害をお持ちの方が、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに、引き続き取り組んでまいります。また、27年度から29年度を計画期間とし、地域包括ケアシステムの構築などを目的とした第6期芦屋町高齢者福祉計画につきましても、9月に委員会を設置して計画策定に着手することとしており、高齢者が安心して生活できる地域をつくるよう、あわせて取り組んでまいります。

14点目は、自治区担当職員制度の実施についてです。

地域と行政が連携して豊かで暮らしやすい協働のまちづくりを推進していくため、9月から、職員がボランティアで各自治区の活動支援を行っていきます。本年度は、各自治区からの支援要望調査を行い、職員については、14のグループに分け、担当自治区の支援に対応できるよう体制づくりを行ってまいります。この制度が、自治区の活性化や町の活力化につながっていくよう取り組んでまいります。

15点目は、財政健全化の動向についてです。

実質公債費比率につきましては、24年度決算と比較し、数値上1.1ポイント悪化し、12.0%となりました。ほかの指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率におきましては、数値上マイナスで問題がないため、公表時にはハイフンで表示されています。なお、25年度地方財政状況調査におきます経常収支比率につきましては、前年度から0.6ポイント改善し、96.2%となっています。この主な原因は、地方交付税や国有提供施設等所在市町村助成交付金の収入増によるものです。

16点目は、ウミガメの状況についてです。

6月に芦屋海岸で確認されたウミガメの産卵につきましては、岡垣町と岡垣町ウミガメ倶楽部

の皆さんのご指導ご協力により、見守り活動を行っておりますが、ことしの夏の長雨や台風の影響により、例年に比べ砂の温度が低いため、産卵後60日を経過してもふ化が確認できておりません。

引き続き砂の温度の計測、砂の中の音を確認しながら、ふ化、脱出まで見守りを継続します。また、このウミガメの状況については、ホームページにて適宜お知らせいたします。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、日程第4、議案第49号から日程第33、陳情第1号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせたうえ、町長に提案理由の説明を求めたのち、発議の提出議員及び請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

本日、ここに平成26年芦屋町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にも関わらずご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、早速本日提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第49号の芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第50号の芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第51号の芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営について基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第52号の芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、母子及び寡婦福

祉法の法律名が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称されることに伴い、必要な事項を改正するものでございます。

議案第53号の芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例につきましては、母子及び寡婦福祉法の法律名が改称されることに伴い、必要な事項を改正するものでございます。

議案第54号の芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例及び芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、それぞれ引用している法律名が改称されることに伴い、必要な事項を改正するものでございます。

議案第55号の芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例につきましては、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項を改正するものでございます。

議案第56号の芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例につきましては、企業の進出及び定着を促進していくため、事業所を新設・増設・移設の場合の投下固定資産総額や常時従業員数の緩和を行うとともに、奨励措置として固定資産税の課税免除期間を延長するものでございます。また、商業区域の特例についても、投下固定資産総額や常時従業員数の緩和を行うものでございます。

議案第57号の芦屋町長期継続契約に関する条例につきましては、事務の円滑化及び効率化を図るため、長期継続契約を締結できる契約を規定するための条例を制定するものでございます。

次に契約議案でございますが、議案第58号の遠隔テレビ装置購入契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づく契約議案でございまして、芦屋中央病院において遠隔テレビ装置購入契約を締結するものでございます。現在の装置は、導入後10年が経過し、機器の老朽化への対応や現状に応じたシステムへの見直しが必要になったことから、買いかえを行い、医療の質の向上を図るものでございます。

次にその他議案であります。議案第59号の平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金8億3,950万5,131円のうち、3億円を建設改良積立金、残りを利益積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に予算議案でございますが、議案第60号の平成26年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出それぞれ3,700万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金や木造戸建て住宅耐震改修補助金、地域ケア会議活用推進事業補助金を措置したほか、普通交付税や地方特例交付金を減額

計上し、地方債や財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出につきましては、社会保障・税番号制度システム整備業務委託、予防接種業務委託、学校教師用パソコンのリース料、第5次総合振興計画後期基本計画策定業務委託を措置しております。なお、第5次総合振興計画後期基本計画策定業務委託は二カ年事業となるため、債務負担行為を行っております。

議案第61号の平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入では、ミニボートピア宮崎の開設に伴う開催収入などの営業収益を11億9,101万4,000円計上し、収益的支出では、開催費などの営業費用11億6,509万円を増額措置しております。また、資本的支出として、芦屋本場施設の敷地の一部を購入することに伴う予算として、土地購入費3,207万7,000円を措置しております。

議案第62号の平成26年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的支出において、社会資本整備総合交付金による浄化センター再生可能エネルギー発電設備実施設計を行うため、下水道事業計画変更委託が必要となることから、286万円を増額計上するものでございます。

次に認定議案でございますが、認定第1号から第6号までは、各会計の平成25年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べております。

認定第7号から第9号までは、各公営企業会計の平成25年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

次に報告案件でございます。報告第4号の平成25年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、10番、川上議員に発議第4号及び第5号の趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、川上です。

意見書を読み上げまして、説明といたします。

発議4号、集团的自衛権の行使容認に反対する意見書。

国は、立憲主義を否定する集団的自衛権の行使を認めずに、憲法を守り、生かすよう強く要望する。

理由。

政府は、これまで歴代政権が憲法上できないものとしてきた集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を行った。しかも、憲法改正を国民に問うものでもなく、また、立法府であり国権の最高機関である国会の議論も行わず、与党内で調整をしたのみで行われたものである。

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれ、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義を基本原理とし、権力保持者の恣意によることなく、法に従って権力が行使されるべきであるという政治原則（立憲主義）を規定している。それを時々の政府の都合で解釈を変えられるようになれば、憲法は憲法でなくなり、これまでの国のかたちを大きく変えるだけでなく、民主主義を大もとから破壊することにつながるものと言える。

よって、国においては、戦争のない平和な日本、平和なアジアと世界を目指す立場から、現憲法下において集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないよう強く要望する。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、発議5号、玄海原発の再稼働に反対する意見書の説明をいたします。

いまだに福島第1原子力発電所事故の終息の見通しが立たない中、核燃料を冷却するための汚染水は日々増加し、地下水が日量400トン流れ込み、その一部は海に流れ込んでいる状況です。溶解した核燃料は瞬時にして死に至る放射能を出し続けており、今後十数年間、冷却し続けた後、取り出す計画になっている。このような中、九州電力は平成25年7月12日に原子力規制委員会に対し、玄海原子力発電所3、4号機の新基準への適合審査を求める申請を行った。しかし、新規制基準は福島第1原子力発電所の事故原因が明らかになっていない中で策定されており、重大事故に対する立地評価もなされていないのが現状である。

平成25年8月15日の第9回新規制基準適合性に係わる審査において、九州電力は、玄海原子力発電所3、4号機で「原子炉の重要な配管が破断した場合、炉心冷却の手段がなく、核燃料のメルトダウンを放置する。格納容器に大量の水を溜めて、溶融核燃料を冷却する」と説明した。格納容器に水を溜めて、その中に2,800℃にもなった100トンもの溶融核燃料を落とし込めば、水蒸気爆発が起きて、格納容器が破裂する恐れがある。また、原子炉圧力容器を緊急炉心冷却装置（ECCS）で冷却するという過酷事故対策も放棄するという説明で、大地震等により過酷事故が発生した場合、玄海原子力発電所3、4号機のメルトダウンは約22分後、原子炉格納容器の破損は約1.4時間で始まる可能性がある。

福島第1原発の3号機のような爆発が起これば、福島第1原発では鋼鉄製の格納容器が残った

が、玄海原発は原子炉建屋がなく、コンクリート格納容器のため3、4号機の溶融核燃料は野ざらしになり、放射性物質の飛散量は、福島第1原発程度ではおさまらない。

芦屋町は玄海原発の風下となっている。玄海原発が再稼働され、大地震等により過酷事故が発生すれば、町民は大量の放射性物質を浴びる可能性が高く、避難が必要となる。

一方、北九州市の響灘では炭酸ガスの発生量が少なく、原子力発電よりも安価に発電を行え、玄海原子力発電所3、4号機とほぼ同じ発電量の160万KWのLNGコンバインドサイクル発電所(GTCC)の建設が決まっている。

よって、福岡県、政府におかれては、県民の総意として佐賀県に対し原発の再稼働を認めないよう申し入れるとともに、九州電力に対し玄海原子力発電所の再稼働を行わないよう強く要請することを要望する。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

次に、9番今井議員に請願第2号の趣旨説明を求めます。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

請願第2号、国会に憲法改正の実現を求める意見書提出の請願書を趣旨説明いたします。

この請願者は団体名日本会議福岡でございます。意見書の案の内容を読み上げて趣旨説明したいと思います。お手元の資料の2枚目にあります。意見書を読み上げます。

国会に憲法改正の実現を求める意見書。

日本国憲法は昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまで約70年が過ぎ、その間、改正が行われたことは一度もない。

しかしながら、70年という長い年月の間、わが国を巡る内外の諸情勢は劇的な変化を遂げてきた。日本を取り巻く外交安全保障情勢の変化をはじめ、家族、環境などの諸問題、そして大規模災害等への対応が求められている。

このような状況の変化を受け、さまざまな憲法改正案が各政党や報道機関、民間団体から提唱されている。国会においても平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至った。

よって、国におかれては、新しい時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において憲法改正案を策定し、国民に丁重に説明するとともに、国民的な議論を経て国民がみずから判断する国民投票を実施できるよう強く要望する。

以上が意見書です。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で今井議員の趣旨説明は終わりました。

次に、7番、辻本議員に請願第3号の趣旨説明を求めます。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

7番、辻本です。請願第3号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、要旨と理由を朗読いたしまして、趣旨説明といたします。

要旨。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」仮称ですが、の制定を求める意見書を国に提出していただくようお願いします。

理由。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であります。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使う事で差別されてきた長い歴史がありました。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。日本政府は障害者権利条約を批准し、すでに成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって国に対して手話言語法制定を定めてもらうよう強く要望するものであります。

皆さんには手話でGOというこのリーフレットを差し上げておりますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。

以上を提案理由として報告させていただきます。ご審議の方よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で辻本議員の趣旨説明は終わりました。

次に、4番、妹川議員に請願第4号の趣旨説明を求めます。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

4番、妹川です。

請願第4号、お手元の資料の82ページ、83ページに書かれておりますので、それを読み上げて提案理由といたします。

芦屋町議会内に調査特別委員会（百条委員会）設置を求める請願書です。請願者は14名おられます。敬称略いたします。特別養護老人ホームに関する百条委員会設置を求める会、久野芳幸、草野浩洋、中西淳二、江藤隆介、内海留夫、木村藤夫、保武栄吉、本田直行、高崎正毅、藤川直人、小村照美、井地優子、安倍紀子、松永喜代子、以上です。

芦屋町でも高齢化が急速に進んでいます。私たち町民は特別養護老人ホームの一日も早い設立を願い、今日まで議会傍聴や委員会傍聴を続けてきました。平成22年度から24年度、25年度と延び延びに延びた原因を探ってみると、

1. 25年度、建設予定地内の3カ所が分筆され、某事業者はその土地の隣接地権者として同意書、なりすまし同意書を作成し、町はこれを受理したこと。

2. 24年度、応募事業者がありながら、二社とも受理されなかったこと。一社は不備な書類にもかかわらず、町は一時預かりをした後に受理。その後不受理。この間、ドタバタ劇の繰り返しであったこと。

3. 22年度、建設予定地であった田屋区の地番を町が非開示にしていること及び地区住民に対する総会が開催されていないにもかかわらず、町が福岡地裁に提出した準備書面には「住民説明会の議事録が提出されている」と記載していること。

上記3点について、町の議会での答弁は町の応募手続きのまずさのみならず、疑惑さえ見えてきました。

そうした中、平成26年度、小倉の業者に特養開設の決定が出されました。しかしながら、町が応募手続要件に従って、きちんと行政指導を行っておれば5年間も入所希望者を待たせることはなかったのです。芦屋町議会は、今こそ町政を厳しくチェックする責務を果たすことが求められており、「調査特別委員会」を設置するなど、疑惑の徹底解明に取り組むべきです。したがって、私たちは次のとおり請願します。

記。

特別養護老人ホーム設置に関する決定過程について調査するため、芦屋町議会内に調査特別委員会（百条委員会）の設置を求めます。

8月26日に請願人代表の久野芳幸及びほか6人の方が、合計7名の方が議長室に来られました。その際に、署名簿、それから請願書、請願者の名簿を提出された際にあわせて次のような要望書を提出されておりますので、それを読み上げます。

特別養護老人ホーム設置に関する決定過程について調査するため、芦屋町議会内に調査特別委

員会（百条委員会）の設置を求める署名を集めましたところ、別冊の署名数711筆が集まりましたので本日提出します。議長及び各議員におかれましては、請願の趣旨をご理解いただき、真摯な議論が行われますことを期待しています。

要望項目。

1. この請願書の内容はひとつの常任委員会で議論するのではなく、全議員が一同に会して議論されるべき内容です。したがって、そのように取り計らってください。

2. 傍聴は非公開にせず、オープンにしてください。

特別養護老人ホームに関する百条委員会設置を求める会、請願人代表久野芳幸、請願人ほか13名。

以上でございます。以上を持ちまして、請願の提案とさせていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

以上で妹川議員の趣旨説明は終わりました。

次に、陳情第1号については、お手元に配りました陳情書の写しのとおりとなりますので、趣旨説明は省略をいたします。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第49号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この議案についてですけれど、これは49号も50号も51号もそうなんです、49号に限ってちょっと質問いたします。単純な質問です。これは制定ということになっておりますので、今まで芦屋町にはこのような基準を定める条例というものはなかったのだらうとは思いますが、しかし、本町では留守家庭とか留守家庭等でも長く、まあ何年ぐらい前でしょうか、実際にやられているわけですが、それは条例がない中で、自主的に町として留守家庭の健全な子供たちの育成ということをやられてきたという事でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

妹川議員のご質問にお答えいたします。

これまでの学童保育のあり方につきましては、国が定めますガイドラインというものがございました。これに合わせる形で実施要綱を定めて学童保育を運営してまいったところでございます。

このたび平成24年度の児童福祉法改正に伴いまして、子育て新制度の中で、児童福祉法の中

で放課後児童健全育成事業について設備及び運営に関しては市町村において基準を定める、条例で定めるという事になりましたので、今回条例を提案させていただいております。内容につきましては国、厚生労働省のほうで、基準というものが示されておりますので、その内容に準じた形での内容となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この条文を読んでいますと、例えば、放課後児童健全育成事業者はとこう、この事業者という主体者は町なのか、教育委員会、まあ町なんだろうけど、とても民間事業に委託するとかそういう意味になるのでしょうか、それとも町がやるという事でしょうか。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

現状は今、芦屋町の学童保育、放課後児童健全育成事業につきましては、町が行っているものでございます。平成25年までは、教育委員会所管でしたけれども、本年4月より町のほうで事業を行うということで、健康・こども課が主管課、担当課ということでやらせていただいているところです。これにつきましては、今、町が事業者ということでやっておりますが、この条例につきましては、全国的に民間事業者が参入しているケースもございますので、このような表現になっているというところでございます。

ただまあ、この件につきましては、6月議会でもご質問がございましたけれども、当面は町での直営を考えておりますので、この条例を制定した後に直ちに民間に委託するだとか、民間事業者を募集するというようなことは、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第57号についての質疑を許します。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

議案第57号、芦屋町長期継続契約に関する条例の制定についてお尋ねいたします。

53ページのほうに第2条の中で締結する契約の内容がうたわれております。2番目、3番目、4番目のほうに前各号に掲げるもののほか、毎年度当初から形状的に役務の提供を受ける必要がある契約というようなことが書いてありますが、具体的にはどういうふうな契約の部分において長期継続結ぶ予定でしょうか。お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

条例第2条の第4号が具体的にどういうものかということなんですが、施行規則の中でですね、一応こういうのを規定する予定にしておりますが、車両等の運行業務、それから情報処理システムの保守点検、プログラム等の使用許可、こういうあたりがですね、4号に該当する内容になります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

それと、長期ということですけども、大体契約期間は最長で何年ぐらいなのか。それと、現在随意契約がされていますけども、その随意契約とのかかわりについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

契約期間につきましては原則5年、特に町長が認めるものという事で、施行規則の中にうたいますが、原則一応5年を予定しております。それから、随意契約の関係ですが、この条例につきましてはですね、監査のほうから数年前から指摘がありまして、毎年毎年、随意契約をしているのですが、内容によってはここに書いていますように、複数年契約ができるという事で、事務の効率化が図れるというのが大きな一点でございます。

あわせて追加でちょっと説明させていただきますと、公共施設のですね、例えば清掃だとか、警備だとかこれはずっと続く契約なんですけど、こういう事につきまして、複数年契約することによってですね、さらに効率化が図れるのではないかということで、郡内でもやっているところがありますので、今後そういう調査をやってですね、効率化を図りたいというのが趣旨でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第57号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第58号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第58号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第59号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第59号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第60号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まず10ページのですね、都市計画補助金で木造の戸建て住宅耐震改修補助金が60万円とそれと、18ページにですね、一般財源を入れた分の支出が出ておりますが、これについて伺います。この木造戸建て住宅耐震改修、この事業の内容、それと支援対象者は大体どのくらいみられているのか。それについて、まず最初に伺います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

18ページによりまして、ご説明を申し上げます。

木造戸建て住宅耐震改修補助につきましては、計画期間を26年10月1日から28年3月31日までとする事業としております。対象住宅につきましては、昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅の耐震の促進という事で、この耐震工事にかかる費用の40%、上限60万円を補助するものでございます。今回、補正予算計上してございますのは、60万円の2件という事で120万円を計上してございます。この120万円につきまして、県のほうから60万円の補助、また国から30万円の補助、町から30万円の手出しという事で予算計上しております。このほか、耐震診断を実施した結果、評点が1.0未満である住宅が対象になること。また、その町内の工事施工者が工事を行うものという条件を付しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

耐震工事を行う場合はですね、当然言われたように、耐震診断を行わなければなりません、この耐震診断については一定のお金がかかると思いますが、これについてどんなふうになってい

るのかということと、それと各自治体によって違いますけど、自治体によればですね、耐震改修計画もつくる場合もあるということになってはいますが、そういった場合についてはどのようになっているのか伺います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

耐震診断につきましては、福岡県のほうでアドバイザー制度というのがございます。この制度によりますと、1件あたり3,000円の手出しが必要になりますが、この制度を利用させていただきたいというふうに考えております。また、耐震改修計画につきましては、芦屋町のほうで既につくっておきまして、公共施設等の耐震改修化を進めてまいったという事でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

耐震診断自体は31,500円くらいかかるということで、県のほうがですね、9割を負担するという事で3,000円の負担とうたっていますが、それはそれで負担が軽くなってですね、当然耐震改修に向けて一歩踏み出せるんですけど、言われたように昭和56年以前の建物となりますと、そういった点ではですね、住居されている方は高齢者の方とか、そういった方が多いふうに思います。そういった点ではですね、耐震改修をする場合にはやっぱり一定のお金もかかりますので、その手持ちのお金がないとかそういった場合も考えると思いますが、そういった事に対してですね、手持ちの資金のない人でも耐震補強に踏み出せる、そういった制度もですね芦屋町としてつくるべきではないかと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

今回の耐震化につきましては、福岡県下で耐震化を進めていこうという事で行われているもので、芦屋町としてもその方向で進めております。今、川上議員がおっしゃいましたが、私どもでは一応、今、耐震化で平均的には150万ほどかかるのかというふうに思っております。これにつきまして、90万円という金額が自己負担という形になりますが、これは負担としてお願いいたしまして、上限60万ということでの耐震補助を考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかに。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

13ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費の中で、13節の委託料のことですが、業務委託料として社会保障・税番号制度システム。それから下の社会保障・税番号制度システム整備業務委託。それから次の社会保障・税番号制度システム整備業務委託（地方税システム関連）というのと、この三つに分かれておりますが、制度内容についてということと、それから今、住基ICカード、個人にはとるようになっておりますが、私はなくしたらいけないので、これはとっておりませんけれども、これとの関係性とかどのようになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

社会保障・税番号システム整備業務委託という事で3点ほどご質問がありますが、これにつきましては、番号制度27年10月からですね、個人番号通知への対応。また28年1月からは個人番号利用及び28年7月から予定されています、情報法提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでのそれぞれ必要な対応を終えなければいけないということで、今回、国の補助を受けた中で委託費を補正させていただいております。具体的な内容につきましてはまず、社会保障システム関連としましては障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者、健康管理について国の3分の2の補助率ですね、国民年金につきましては10分の10の補助率でマイナンバー制度に連動するシステム整備等をして、今回734万4,000円の経費を補正するものでございます。

団体内統合宛名関連では、町内の各システムで使用しています個人等を識別するために、付番している宛名番号について、マイナンバー制度に対応するため、町内で横断的に管理するシステム構築にかかる経費を補正するもので、これは10分の10の補助率となっております。

3番目の地方税システム関連ではマイナンバー制度に対応するため、個人番号、それから法人番号をデータベースに追加するための機能追加。真正性を確認するための機能追加等の改修が必要になることから、そのシステム改修にかかる経費として約400万程度を補正するものでございます。これについても3分の2の補助率、残り3分の1は普通交付税または特別交付税等で措置されるようになっております。あと住基との関連という事で、ICカード等のこともございましたが、住基に関しては当初予算のほうでこの番号制度に対する対応については、1,200万程度の予算を取っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

なかなか、このたび広範囲なカードが国民背番号みたいにして、背番号と言われておりますが、社会保障、税の共通番号ということになるわけですが、これはやはり、どういったですね、メリットが、これを一人一人が持つわけですけれども、住基カードは持たなくても別段、あまり関係ないと言ったら語弊がありますが、必要に応じて持っていれば提示できたわけでございますが、ほかの保険証でも提示されたわけですね。しかし、このたびはこのマイナンバー制度がね、ICカードができることよっての、メリット、デメリットというのはどの辺にあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

メリットとしては個人番号カード1枚で、現在いろいろ複数ございます、年金手帳ですね、それから健康保険証、介護保険証、こういったものが1枚のカードで使えるようになります。あと、高額な医療費を受けた場合の自己負担額を超える金額を一旦、現在は本人が支払って後で申請という形で戻ってくる制度なんですけれども、これが余分な金額は払う必要がなくなる。また、転居したり、結婚や姓が変わったりしても継続して記録を管理できるようになります。あと、確定申告などでの、各証明書の添付が省略できるようになります。それから年金記録問題のようなミスをなくす効果が期待できると言われております。また、低所得者を偽装した生活保護費の不正受給などが防止できると。このようなメリットが言われております。

逆にデメリットですが、これについては個人情報の漏えいというのが危惧されておりますけれども、これについても個人情報の流出や不正利用といった懸念に対してはですね、マイナンバーを使うことになる行政機関や民間企業を監督する独立性の高い第三者機関、特定情報保護審査会などが新たに設けられます。また、マイナンバーにかかわる個人情報を誰がどう使っているか、自分で確認できる専用のウェブサイト、マイポータルといったものが設けられるようになっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにごいませんか。辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

19ページですね、10款の2項と3項にかかりますが、ここに記載してあります教師用パソコン等のリース料の件です。現在ですね、それぞれの小中学校で何台配付されておって、今回

何台リースされるのか。まずお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

現在ですね、事務用のパソコンで設置しております各学校の台数を述べます。中学校16台、山鹿小学校14台、芦屋小学校12台、芦屋東小学校9台、計51台でございます。今回ですね、この設置している分の更新関係、それと新規に増加しまして全体で98台。中学校におきましては37台、山鹿小学校におきましては25台、芦屋小学校では17台、東小学校では19台というふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

では、総台数として98台ですかね。それだけあれば、全先生方の手元に置かれるということですね。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

教師の先生方には、1人1台ということで、町雇用の小中一貫、それから少人数、図書司書さんも使いたいということで、そういったところにつきましては、1台共有で使うというように考えております。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7番 辻本 一夫君

今、この情報化社会ですから必要なものだと思いますが、要はですね、共有、今までどのような利用の仕方をしてあったのかなと思うのは、例えば、A先生とB先生が共有して使っていたと。ここらあたりがそれぞれ配付されることになりましたが、これから大事なことは、やはり、先ほどちょっと出ました、やはり最近USBというのを利用すると思います。これをよく、新聞とかマスメディアではよく紛失するという状況があって、要するに個人情報漏えいという話になってきますが、そういうことにならないようにですね、そこらあたりきちんと対応していく必要があるかなと思います。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませつか。刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

実はですね、19ページのパソコンのリースの関係で関連質問なんですけども、今現在、台数という格好で聞きましたけども、これがですね、どのような規模のパソコンを考えておられるのか。例えばデスクトップ型なのか、それともノート型なのかという意味合いと、もう1点がですね、現在パソコンをリースすることが果たして最小の経費でという格好になるのかどうか。その辺をどういうふうにお考えになっているかをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

まず機種の関係ですが、ノートブックとタブレットというのもありますが、一応ノートブック型を考えております。これはあくまでも先生方の業務用、事務処理用と考えております。それから、リースが最小の経費になるかということですが、町の職員のパソコンにつきましてもリースでやっていると。電算と協議した中ですね、リースがよかろうということで、今回このような形で上げさせてもらったという事でございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

と申しますのがですね、今このところの部分というのが、毎年ですよ、そういった格好で予算化されてくる。リースであればね。そうすると総経費どのくらいになると考えていらっしゃいます。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

総経費は5年でですね、約2,600万程度ということでございます。

○議長 横尾 武志君

刀根議員。

○議員 3番 刀根 正幸君

今の答えの中で大体見えてきたんですけども、今パソコンというのがですね、ノート型のかなり性能のいい分でも大体1台20万も出せばバリバリでありますし、一括して購入することによってさらに安価で買えるんじゃないかなと。これはあの本来もっと早くですね、対処すべきその事項を今この時期に上げるということについては、いささかちょっと疑義がありますけども、こ

れはやはり日本一の教育を目指すという事で、もっと対応はいいんですけど、後はやり方としてリースなのか、それともいわゆる一括購入なのかというところの部分につきましては、民生文教のほうで十分その辺を精査されまして、そして対応していただきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

一般会計補正予算の18ページをお願いいたします。先ほど川上議員がご質問されました、木造戸建て住宅補助金の関係です。今回、条例提案されまして、可決すれば10月1日から28年の3月31日までという期間で補助されるということでございますが、これは福岡県のほうでも、もう既にいろいろ進めておられます。それで調べましたら、もう既に30市町村がもう実施しております。それでなぜ芦屋町がこういうふうが遅れたのか。ちょっとその辺の理由をお願いします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

県と調整しまして、各市町村それぞれ事務の進捗状況というのが多少違ってございます。芦屋町の場合は、必要な事務手続きを経たら9月のこの上程になったという結果でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

ほかは大体2年間が多いんですけども、芦屋の場合は1年間半ということですから、それだけ住民からすれば半年間損するような形になるわけですけども、その辺は今後の事務の中ではできるだけ早い対応をお願いしたいと思っております。

それと補助対象の中身で、先ほど町内事業者を使用した場合のみということでお答えございましたが、ほかの市町村では、税の滞納がない方とかまたは自治区に加入している方を対象という条件をつけている部分がございますが、芦屋ではそういう条件はないということですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町ではあくまでも耐震化を進めていくということ、それとそのやはり町内の工事施工者に

工事を依頼する。この2点ということで考えておきまして、自治区の加入要件というのは考えてはおりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第60号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第61号についての質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）についてお尋ねいたします。ページ数、8ページのほうに、今回町長の提案理由の説明の中にもありましたように、競艇場の本場の敷地ということで土地の購入が上がっております。3,277万7,000円。これの総面積と平米単価、それから購入目的をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

競艇事業課長。

○事業課長 濱村 昭敏君

はい、お答えします。総面積は2,279平方メートルです。平米単価が14,075円です。この土地につきましては、現在、借地契約を交わさせていただいているところなんです。地権者の方からご相談がありまして、購入してほしいという相談を受けて検討した結果、購入しようということになったものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

今あの借地契約を締結した中で、将来的なことを考えてということですけども、実質、そうしたら、この2,279平米に対する借地料というのは、大体年間いくらぐらい支払われているわけですか。

○議長 横尾 武志君

競艇事業課長。

○事業課長 濱村 昭敏君

この土地に対する借地料は約144万7,000円になります。
以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第61号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第17、議案第62号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第62号についての質疑を打ち切ります。
次に、日程第18、認定第1号についての質疑を許します。
内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

一般会計の認定でございます。ページ数が23ページをお願いいたします。施策の成果のほうでよろしいでしょうか。施策の成果の23ページのところにですね、丸のちょうど中段のところに職員退職基金に利子を積み立てたということで、利子額が285万6,002円。括弧書きで通常が24万1,002円。それから仕組債分ということで、261万5,000円、ここに上がっております。前回昨年9月定例だと思っておりますけれども、豪ドルの仕組債の分については、昨年の4月の9日に完済したというような報告を受けました。それで、今回それに伴っての仕組債の利息が計上されていると思っておりますけれども、ほかの部分について、多分24ページですね、中段のほうに財政調整基金の積立金というのがあるんですけど、当然これは利子を含んだ積み立てだと思っておりますが、これの仕組債の部分がわからないものですから、豪ドル債、豪ドル3億円における25年度の利息の額をまず退職基金の分、それから財政調整基金の分について、いくらかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 武谷久美子君

では、豪ドルの仕組債の利息についてなんですが、職員退職基金が61万5,000円ですね。それから、すみません、失礼しました。豪ドルの分についてはですね、職員退職基金では200万。それから、財政調整基金については400万の計600万の利息をいただいております。

それから、米ドル債につきましては、職員退職基金が61万5,000円、財政調整基金が79万9,500円、それから総合体育館施設建設準備基金の分が43万500円と米ドルの合計につきましては184万5,000円。25年度の仕組債の総額利息といたしましては、784万5,000円となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

そしたら、豪ドルの、20年に購入して昨年の4月9日に完済するまでの間の合計の利息額はいくらになりますか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 武谷久美子君

豪ドルの仕組債はですね、25年4月に為替レートが利金発生条件に達し、受け取り利息の総額が1,500万円を超えたときに、早期償還になりますという条件つきだったんですね。利息が、その25年の4月に1,648万5,000円になりました。その利息を受け取りましたので、全額償還となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

そしたら、仮に3億円を20年から25年まで預けたと、市中銀行で預けた場合の金利と比較してどうなのでしょう。それをちょっとお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 武谷久美子君

そうですね。この金利につきましては、金融機関でそれぞれ差異がございますので、明確な数字は申し上げられないんですが、一応、その定期預金、まあ5年の定期預金をしたときは、0.1%に満たないという利率になりますので、仕組債の利回りとしては5.5%ぐらいつきましたので、高利回りの運用ができたのではないかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、認定第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、認定第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、認定第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、認定第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、認定第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、発議第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、発議第5号についての質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

議案書のページ、75ページの下段のほうに北九州響灘の状況が書いてあります。これ、読ませていただきますと、2段目のほうに、「玄海電子力発電所3、4号機とほぼ同じ発電量の160万KWのLNGコンバインドサイクル発電所（GTCC）の建設が決まっている」という条文があるんですが、このコンバインドサイクルとはどういうものなのか、それと建設が決まっているということで、この稼働の時期等がもしわかれば、お教えいただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

LNGはですね、コンバインドサイクル発電所というのは、これはLNG液化天然ガスを使用してやるという発電システムです。現行の火力発電ではですね、タービンを回して発電するという一度の発電しかないわけですけど、LNGのこのコンバインドサイクル発電はまず最初にですね、燃焼ガスの力でガスタービンを一度回して、そこで発電をします。そしてこの廃熱でつくった蒸気ですね、さらに今度は蒸気タービンを回して、もう一度発電するという効率性の高い複合型の発電方式です。燃焼してもですね、硫黄酸化物や、ばいじんの発生が少なくなっているという、そういったものです。

それと一応、若松の響灘にですね、建設されることは決まっていますが、いつから稼働という

のはちょっとわかりませんが、ただ、原子力発電所に比べればですね、建設期間も相当短く、2年程度でできるということになっていきますし、建設費用も6,000億から7,000億円でできるということで、原発の3分の1ぐらいでできるという、そういったふうなことを聞いております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、発議第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、請願第2号についての質疑を許します。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国会に憲法改正の実現を求める意見書の提出についてですが、これは、国の将来、未来に大きく関わる問題ですので、あえて、請願紹介議員に、伺わせてもらいますけど、まずこの中でですね、請願書の理由の中で、日本国憲法は67年間改正されていなく、いかにも、世界でも古く時代遅れであるような、そういった印象を持つわけなんですけど。そういった中で新たな新時代に対応できる憲法が求められているという、こういったことを結論づけられていますが、日本国憲法のどこがどう古くなっているか、そういった点は、紹介議員はいかがお考えなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

私はこの請願を提案するにあたり、個人的にも勉強して確認をいたしました。憲法が古くなっているとか、だめであるとかという想定ではなく、現在環境の変化、それから諸情報の増大。つい最近では、それこそ70年前には想定しなかった原子力の爆発。原子力発電所が壊れた、メルトダウンをするということもありますし。一番私がびっくりしたのは、通貨。コンピューター上で日本国憲法で想定できてない、ビット通貨が流通している。そして、つい最近では、想像できない災害にも対応できない。一番あの問題になっているのは集団的自衛権の行使が閣議決定で憲法の解釈の判断で変更されたというのは、よくマスコミで言われていますけども、やはりそういうふうに情報、環境の変化があるので、その部分、根幹をかえるというんじや、その部分の

変更が必要になってきたのではないかというふうに感じております。ですから、丁重に国民に説明し、話し合いをし、そして国民投票を経て改正をするのであれば、改正するべきであろうという請願でありますので、よろしくご検討をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

本意見書案を読みますとですね、先ほど言われたようなこと、例えば東アジアの情勢、外交安全保障上の問題、大規模災害時の緊急事態対応、環境権等々のですね、対応の必要性が羅列的に言われていますが。しかし、あの根本的にですね、この国民会議が言おうとしているところは、憲法9条の改定にあるというのが一番の眼目です。

この国民会議が出している、新しい憲法をつくる国民会議の憲法草案では、まず、天皇の元首化の復活。それから、国家緊急事態の対応。これは土地の収用とか人の動員とかそういったものも含めて、また、国防軍の保持。軍事力の行使。それから、憲法の中に軍事裁判の執行など、こういったものも入れるということで、戦前の明治憲法のようなの見間違ふかのような、そういった内容が盛り込んであります。こういったことのような憲法ができますと、やはり戦争のできる国にこの日本が突き進んでいくというこういったことをですね、危惧するので、やはりこういった名目の中での憲法改正を進めていくことはやっぱりおかしいんじゃないか。

というのは、例えば、元自民党幹事長の古賀誠さんは、憲法についてのインタビューの中で、「憲法の論議は現行憲法に流れる、平和主義、主権在民、基本的人権の尊重という三つの崇高な精神を軸にしなければならない。特に憲法は平和憲法の根幹です。浮世離れしていると見られるか知れないが、その精神が一番ありがたいことで、だから世界遺産と呼んでいるんです。平和主義は絶対に守るべきだ」と言っています。また、正文化された世界の全ての憲法、188カ国のデータを分析したワシントン大学のデイヴィッド・ロー教授とバージニア大学のミラ・バースティング准教授によれば、「日本の憲法は世界で今、主流になった人権の上位19項目を全て満たすもの」であり、バースティング氏は「65年も前に画期的な人権を先取りした、とてもユニークな憲法と言えるのではないか」と話しています。日本では米国の押し付け憲法を捨てて自主憲法をつくるべきだという議論があることについて、ロー氏は「奇妙な事だ」と言っています。「日本の憲法がかわらずにきた最大の理由は、国民の自主的な支持が強固だったから、経済発展と平和の維持に貢献してきた成功モデル、それをあえて変更する政争の道を選ばなかったのは日本人の賢明さではないでしょうか」と言っています。

やはり、今の日本国憲法は今でもですね、世界で一番の憲法だと思います。だからこそ、1人もですね、戦死者もこの日本では戦争で出さなかったという、そういった憲法であるということ

を私は思っています。こういった点ですね、担当の委員会では、こういった点を踏まえてですね、十分慎重な審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第31、請願第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第32、請願第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、請願第4号についての質疑を打ち切ります。

なお、日程第33、陳情第1号については、質疑を省略いたします。

以上で、質疑を終わります。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 濱村 昭敏君

申し訳ありません。先ほど内海議員から当該土地の借地料のご質問がありました。先ほど、144万7,000円とお答えしたと思いましたが、申し訳ありません、130万5,000円の誤りでした。お詫びして訂正します。すみません。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。

日程第4、議案第49号から日程第26、認定第9号及び日程第28、発議第4号から日程第33、陳情第1号の各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時53分閉会
